

	地方独立行政法人堺市立病院機構 業務実績評価の基本方針	地方独立行政法人神戸市民病院機構の実績に関する評価の基本方針	地方独立行政法人福岡市立病院機構 業務実績評価の方針	地方独立行政法人加古川市民病院機構の業務実績に関する評価の基本方針	地方独立行政法人りんくう総合医療センターに対する評価の基本方針		地方独立行政法人京都市立病院機構 業務実績評価基本方針
前文	地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 28 条第 1 項及び第 30 条第 1 項の規定に基づき、堺市地方独立行政法人堺市立病院機構評価委員会（以下「評価委員会」という。）が地方独立行政法人堺市立病院機構（以下「法人」という。）の業務実績に関する評価（以下「評価」という。）を実施するにあたっては、以下の方針に基づき行うものとする。	地方独立行政法人法第 28 条第 1 項及び第 30 条第 1 項の規定に基づき、地方独立行政法人神戸市民病院機構評価委員会（以下「評価委員会」という。）において地方独立行政法人神戸市民病院機構（以下「法人」という。）の評価を実施するに当たっては、以下の方針に基づき行うものとする。	地方独立行政法人法第 28 条第 1 項及び第 30 条第 1 項の規定に基づき、地方独立行政法人福岡市立病院機構評価委員会（以下「評価委員会」という。）が実施する地方独立行政法人福岡市立病院機構（以下「法人」という。）の業務実績に関する評価（以下「評価」という。）については、以下の方針に基づき行うものとする。	地方独立行政法人法第 28 条第 1 項及び第 30 条第 1 項の規定に基づき、地方独立行政法人加古川市民病院機構評価委員会（以下「評価委員会」という。）が地方独立行政法人加古川市民病院機構（以下「法人」という。）の業務実績に関する評価を実施するにあたっては、以下の方針に基づき行うものとする。	地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 28 条第 1 項及び第 30 条第 1 項の規定に基づき、地方独立行政法人りんくう総合医療センター（以下「法人」という。）に対する評価を実施するに当たっては、以下の方針に基づき行うものとする。	前文	地方独立行政法人京都市立病院機構評価委員会（以下「評価委員会」という。）が、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第 28 条第 1 項及び第 3 0 条第 1 項に規定する地方独立行政法人京都市立病院機構（以下「法人」という。）の業務の実績の評価を行うに当たっては、以下の基本方針に基づくものとする。
方針	(1) 評価は、法人が中期目標を達成するために、業務運営の改善及び効率化が進められること及び法人の質的向上に資することを目的として行うものとする。	(1) 評価は年度計画及び中期計画の実施状況を確認及び分析し、法人の業務、組織、決算等業務の実績の全体について総合的に判断して行う。	(1) 評価は、法人が中期目標を達成するために、業務運営の改善及び効率化が進められること及び法人の質的向上に資することを目的として行うものとする。	(1) 法人が行う業務の公共性及び透明性の確保並びに法人が中期目標を達成するための業務の質の向上や業務運営の改善及び効率化に資することを目的に評価を行う。	(1)評価は、中期目標及び中期計画の達成状況等を踏まえ、法人の業務運営等について多面的な観点から総合的に評価を行い、法人の継続的な質的向上に資するものとする。	目的	評価委員会が行う法人の業務実績評価は、法人の業務実績を把握、分析し、これを総合的に評定することにより、法人の各事業年度及び中期目標の期間における業務の実績を具体的かつ分かりやすい形で示し、法人の業務運営の一層の改善と公共性、透明性の確保に資することを目的とする。
	(2) 評価は、年度計画及び中期計画の実施状況を確認し、分析した上で、堺市との連携による市民の健康の維持及び増進への寄与の状況や法人の業務運営等について総合的に判断して行うものとする。	(2) 法人が中期目標を達成するために、評価を通じて法人の業務運営の改善及び効率化が進められるとともに、質的向上に資することを目的に評価を行うこととする。	(2) 評価は、年度計画及び中期計画の実施状況を確認及び分析し、法人の業務運営等について総合的に判断して行うものとする。	(2) 中期目標の達成状況及び中期計画・年度計画の実施状況を適正に確認し、分析した上で次の観点から総合的に判断して評価を行う。	(2)評価を通じて、中期目標及び中期計画の達成に向けた取組状況等を市民にわかりやすく示すものとする。	評価の視点	(1)法人が、中期計画に従い、自律的に業務運営を行っていること。 (2)法人が、業務を効率的かつ効果的に実施していること。 (3)法人が、公共性の高い業務を着実に実施するとともに、業務運営の透明性の確保を十分に図っていること。
	(3) 総合的な判断を行うため、評価委員会は、中期目標期間中において特に重要な中期目標の達成のための取り組み（以下、「重点ウエイト小項目」という。）を定めることができる。なお、重点ウエイト小項目については、原則として、中期目標期間の開始前までに定め、当該中期目標期間中は変更しないこととする。						
	(4) 単に実績数値にとらわれることなく、中期計画及び年度計画を達成するための業務運営の改善や効率化等をめざした特色ある取り組みや様々な工夫、また、中期計画及び年度計画に記載していない事項であっても地域医療の充実などに寄与する取り組み(堺市医療圏が抱える課題に対する取り組みなど)については、積極的に評価する。	(3) 年度計画及び中期計画を達成するために業務運営の改善や効率化等の特色ある取組や様々な工夫を行った場合は積極的に評価し、単に実績数値にとらわれないものとする。	(3) 年度計画及び中期計画を実現するために、法人として特色ある取組や様々な工夫を行った場合は積極的に評価することとし、単に実績数値にとらわれないものとする。	① 業務運営の改善及び効率化等の特色ある取組や様々な工夫、また、中期計画及び年度計画に記載していない事項であっても地域医療の充実などに寄与する取組については、積極的に評価する。 ② 救急医療及び高度医療をはじめとした安全で良質な医療を提供するとともに、地域の医療機関及び加古川市と連携して、住民の	(3)業務運営の改善や効率化等の特色ある取組や様々な工夫を積極的に評価するものとする。	留意点	(1)評価を行うに当たっては、医療の質やサービスの向上、健全な経営の確保といった大局的な視点から、いたずらに細事にわたることは避け、重要度に応じて本質的な評価を行うように努めること。 (2)各事業年度の業務実績の評価は、前年度評価時の実績と当該年度の実績を単に比較するだ

	地方独立行政法人堺市立病院機構 業務実績評価の基本方針	地方独立行政法人神戸市民病院機構の実績に関する評価の基本方針	地方独立行政法人福岡市立病院機構 業務実績評価の方針	地方独立行政法人加古川市民病院機構の業務実績に関する評価の基本方針	地方独立行政法人りんくう総合医療センターに対する評価の基本方針		地方独立行政法人京都市立病院機構 業務実績評価基本方針
		(4) 法人に評価結果の通知を行う際、必要があると認めるときには、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。		健康の維持及び増進への寄与を考慮する。			けでなく、中期計画期間全体の中にあつての進ちょく状況を念頭に置き行うこと。
	(5) 評価にあたっては、地域医療の状況や診療報酬の改定など法人を取り巻く環境の変化などを考慮する。	(5) 年度計画及び中期計画の評価結果内容や勧告を行った場合にはその内容を市民に分かりやすく示すこととする。		③ 単に実績数値にとらわれることなく、地域医療の状況や診療報酬の改定など法人を取り巻く環境の変化などを考慮する。			(3) 評価を通じて、法人の業務運営における改善点を具体的に明らかにし、その一層の改善と公共性、透明性の確保に資すること。
	(6) 評価方法については、法人を取り巻く環境変化などを踏まえ、柔軟に対応するとともに、必要に応じて見直しを行うものとする。	(6) 評価の方法については、法人を取り巻く環境変化などを踏まえ柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを行うこととする。	(4) 評価方法については、法人を取り巻く環境変化などを踏まえ、柔軟に対応するとともに、必要に応じて見直しを行うものとする。	(3) 評価の方法については、法人を取り巻く環境の変化などを踏まえ、一層適切なものとなるよう、必要に応じて見直しを行う。	(4) 法人を取り巻く環境の変化等を踏まえ、必要に応じて評価の方法を見直すものとする。		
			(5) 評価結果を法人に通知する場合は、法人に対し、意見申立ての機会を付与するものとする。				
評価方法 (報告書提出)			法人は、各事業年度及び中期目標期間終了後3月以内に、当該期間における業務の実績を明らかにした報告書(以下「業務実績報告書」という。)を評価委員会に提出する。その際、各事業年度の業務実績報告書においては、年度計画に記載されている小項目などについて法人が行った自己評価をあわせて記載する。			評価方法 (法規定)	法第28条第2項及び第30条第2項の規定により、法人の業務の実績の評価は、各事業年度における中期計画の実施状況又は中期目標の期間における同目標の達成状況を調査及び分析し、その結果を考慮して業務の実績の全体について総合的な評定をして行うとされていることを踏まえ、評価は以下のとおり行うこととする。
(評価種類等)	評価は、各事業年度終了時に実施する「年度評価」と中期目標期間終了時に実施する「中期目標期間評価」とし、それぞれ「項目別評価」と「全体評価」により行うものとする。	評価は、各事業年度終了時に実施する「年度評価」と、中期目標期間終了時に実施する「中期目標期間評価」と「全体評価」により行うこととする。	評価委員会は、提出された業務実績報告書をもとに、法人からの意見聴取等を踏まえて業務の実施状況を確認及び分析し、総合的な評価を行う。評価は、各事業年度終了時に実施する「年度評価」と、中期目標期間終了時に実施する「中期目標期間評価」とし、それぞれ「項目別評価」と「全体評価」により行うものとする。	評価は、毎事業年度終了時に実施する「年度評価」と、中期目標期間終了時に実施する「中期目標期間評価」とし、それぞれ「項目別評価」と「全体評価」により行う。	評価は、各事業年度終了時に実施する「年度評価」と中期目標期間終了時に実施する「中期目標期間評価」とし、それぞれ「項目別評価」と「全体評価」により行うものとする。	(評価実施)	評価委員会は、提出された業務実績報告書をもとに、法人からの意見聴取等を踏まえて業務の実施状況を確認及び分析し、総合的な評価を行う。評価は、各事業年度終了時に実施する「年度評価」と、中期目標期間終了時に実施する「中期目標期間評価」とし、それぞれ「項目別評価」と「全体評価」により行うものとする。
(年度評価)	中期計画及び年度計画に記載されている小項目、大項目及び全体について評価を行う。なお、年度評価に係る評価基準等の詳細については、別途実施要領で定めるものとする。 ① 項目別評価 法人が、小項目について病院の実績がわかるように自己点検・自己評価を行い、これに基づき評価委	中期計画及び年度計画に記載されている小項目、大項目及び全体について評価を行う。 評価に当たっては、小項目について病院ごとの実績がわかるように工夫し、病院の自己点検に基づき、法人としての自己評価を行い、これに基づき評価委員会において確認及び分析し、項目別評価(小項目及び大項目)を行い、項	中期計画及び年度計画に記載されている小項目、大項目及び全体について評価を行う。 評価に当たっては、小項目について病院ごとの実績がわかるように工夫し、病院の自己点検に基づき、法人としての自己評価を行い、これに基づき評価委員会において確認及び分析し、「項目別評価」(小項目及び大項目)を行い、	① 項目別評価 中期計画及び年度計画に掲げる事項の実施状況について、各病院の自己点検に基づく法人の自己評価を評価委員会において確認及び分析し、項目別評価を行う。	① 中期計画及び年度計画に記載されている小項目、大項目及び全体について評価を行う。 ② 法人が自己評価・自己点検を行い、これをもとに評価委員会において、検証、評価又は進捗状況の確認を行う。	(年度評価)	法人において、中期計画及び年度計画に記載されている小項目について評価を行う。 評価委員会において、法人の自己評価を確認及び分析し、「項目別評価」(小項目及び大項目)を行い、「項目別評価」の結果を踏まえつつ、中期計画、年度計画の進捗状況全体について総合的に評価を行う。

	地方独立行政法人堺市立病院機構 業務実績評価の基本方針	地方独立行政法人神戸市民病院機構の実績に関する評価の基本方針	地方独立行政法人福岡市立病院機構 業務実績評価の方針	地方独立行政法人加古川市民病院機構の業務実績に関する評価の基本方針	地方独立行政法人りんくう総合医療センターに対する評価の基本方針		地方独立行政法人京都市立病院機構 業務実績評価基本方針
	員会において確認及び分析し、項目別評価（小項目及び大項目）を行う。 ② 全体評価 項目別評価の結果を踏まえ、年度計画の実施状況、中期計画の進捗状況その他業務運営全体について総合的に評価する。	目別評価の結果を踏まえつつ、中期計画、年度計画の進捗状況全体について総合的に評価する。 年度評価に係る評価の詳細については、別途実施要領を定めるものとする。	「項目別評価」の結果を踏まえつつ、中期計画、年度計画の進捗状況全体について総合的に評価を行う。 なお、「年度評価」に係る評価基準等の詳細については、別途実施要領で定めるものとする。	② 全体評価 項目別評価の結果を踏まえ、年度計画の実施状況、中期計画の進捗状況その他業務運営全体について総合的に評価する。	③ 年度評価に係る評価基準等の詳細については、別途、評価実施要領において定めるものとする。		なお、「年度評価」に係る評価基準等の詳細については、別途実施要領で定めるものとする。
（中期目標期間評価）	中期計画に記載されている大項目及び全体について評価を行う。 なお、中期目標期間評価に係る評価基準等の詳細については、別途、評価実施要領で定めるものとする。 ① 項目別評価 当該中期目標期間中に行った年度評価の結果を踏まえ、評価委員会において確認及び分析し、項目別評価（大項目）を行う。 ② 全体評価 項目別評価の結果を踏まえ、当該中期目標期間における業務運営全体について総合的に評価する。	中期目標に記載されている大項目及び全体について評価を行う。 評価に当たっては、中期目標期間における中期目標の達成状況について、当該期間中の年度評価の結果を踏まえつつ、評価委員会において確認及び分析し、項目別評価（大項目）を行う。さらに、項目別評価の結果を踏まえ、当該中期目標期間における業務実績全体について総合的に評価する。 中期目標期間評価に係る評価の詳細等については、別途実施要領を定めるものとする。	② 中期目標期間評価 各「年度評価」の評価結果も踏まえつつ、中期計画に記載されている大項目及び全体について評価を行う。 評価に当たっては、当該期間における中期目標の達成状況について、当該期間中の「年度評価」の結果を踏まえつつ、評価委員会において確認及び分析し、「項目別評価」（大項目）を行う。さらに、「項目別評価」の結果を踏まえ、当該中期目標期間における業務実績全体について総合的に評価する。 なお、「中期目標期間評価」に係る評価基準等の詳細については、別途実施要領で定めるものとする。	① 項目別評価 中期目標期間における中期目標の達成状況について、当該中期目標期間中に行った年度評価の結果を踏まえ、評価委員会において確認及び分析し、項目別評価を行う。 ② 全体評価 項目別評価の結果を踏まえ、当該中期目標期間における業務運営全体について総合的に評価する。 年度評価及び中期目標期間評価に係る評価の詳細については、それぞれ別途実施要領を定めるものとする。	① 中期目標に記載されている大項目及び全体について評価を行う。 ② 中期目標の達成状況について、当該期間中の年度評価の結果を踏まえつつ、当該中期目標期間における業務実績全体について総合的に評価する。 ③ 中期目標期間評価に係る評価基準等の詳細については、別途、評価実施要領において定めるものとする。	（中期目標期間評価）	各「年度評価」の評価結果も踏まえつつ、中期計画に記載されている大項目及び全体について評価を行う。 評価に当たっては、当該期間における中期目標の達成状況について、当該期間中の「年度評価」の結果を踏まえつつ、評価委員会において確認及び分析し、「項目別評価」（大項目）を行う。さらに、「項目別評価」の結果を踏まえ、当該中期目標期間における業務実績全体について総合的に評価する。 なお、「中期目標期間評価」に係る評価基準等の詳細については、別途実施要領で定めるものとする。
評価の進め方（報告書提出）	法人は、各事業年度及び中期目標期間終了後3か月以内に、当該期間における業務の実績を明らかにした報告書を評価委員会に提出するものとする。	法人は、各事業年度及び中期目標期間終了後3か月以内に、当該期間における業務の実績を明らかにした事業報告書を評価委員会に提出する。その際、各事業年度の事業報告書においては、年度計画に記載されている小項目について法人が行った自己評価をあわせて記載する。			法人は、各事業年度及び中期目標期間終了後3か月以内に、当該期間における業務の実績を明らかにした報告書を評価委員会に提出するものとする。		
（評価実施）	評価委員会は、提出された報告書をもとに、法人からの意見聴取を踏まえて業務実績を確認及び分析し、総合的な評価を行う。	評価委員会は、提出された報告書をもとに、法人からの意見聴取を踏まえて業務の実施状況を確認及び分析し、総合的な評価を行う。		評価委員会は、法人から各事業年度及び中期目標期間終了後3か月以内に提出された業務実績を明らかにした報告書をもとに、法人	評価委員会は、提出された報告書をもとに、法人からのヒアリング等を踏まえて業務実績を調査分析し、総合的な評価を行う。		

先行事例における業務実績評価の基本方針比較

	地方独立行政法人堺市立病院機構 業務実績評価の基本方針	地方独立行政法人神戸市民病院機構の実績に関する評価の基本方針	地方独立行政法人福岡市立病院機構 業務実績評価の方針	地方独立行政法人加古川市民病院機構の業務実績に関する評価の基本方針	地方独立行政法人りんくう総合医療センターに対する評価の基本方針		地方独立行政法人京都市立病院機構 業務実績評価基本方針
		う。		からの意見聴取を踏まえて業務の実施状況を確認及び分析し、総合的に判断して評価を行う。			
(意見申して機会の付与)	評価委員会は、評価結果の決定に当たり、法人に対し評価結果(案)に対する意見申立ての機会を付与する。	評価委員会は、評価結果の決定に当たり、法人に対し評価結果(案)に対する意見申立ての機会を付与する。		評価委員会は評価結果の決定にあたり、法人に対し評価結果(案)に対する意見申立ての機会を付与する。	評価委員会は、評価結果の決定に当たり、法人に対し評価結果(案)に対する意見申立ての機会を付与する。		
(結果通知等)				評価委員会は、評価結果を遅滞なく法人に通知するとともに、法人が中期目標を達成するため必要があると認めるときには、あわせて業務運営の改善その他の勧告をする。			
(結果公表等)		評価委員会が法人に評価結果等を通知した場合には、遅滞なくその通知に係る内容をホームページ等において公表する。		評価委員会は、評価結果を法人へ通知したときは、遅滞なくその通知に係る事項（前記(3)の勧告をした場合にあっては、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を加古川市長に報告するとともにホームページ等において公表する。			
評価結果の活用	(1) 法人は、評価結果や勧告を受けて、法人として取り組む事項を明確にし、改善に取り組むとともに、その状況を評価委員会に報告する。	(1) 法人は、評価結果や勧告を受けて、法人として取り組む事項を明確にし、改善に取り組むとともに、状況を評価委員会に報告する。	(1) 法人は、評価結果や勧告を受けて、法人として取り組む事項を明確にし、改善に取り組むとともに、その状況を評価委員会に報告する。	(1) 法人は、評価結果や勧告を受けて、法人として取り組む事項を明確にし、改善に取り組むとともに、その状況を評価委員会に報告する。	(1) 法人は、評価結果を踏まえて、組織や業務運営等の改善に取り組むものとする。	評価結果の活用	法人は、評価結果や勧告を受けて、法人として取り組む事項を明確にし、改善に取り組むとともに、その状況を評価委員会に報告する。
					(2) 法人の業務継続の必要性及び組織のあり方等に関する検討、次期中期目標及び次期中期計画の策定の際には、中期目標期間の各年度の評価結果を活用するものとする。		
	(2) 法人の業務継続の必要性及び組織のあり方等に関する検討、次期中期目標の策定及び次期中期計画の作成に関して評価委員会が意見を述べる際には、中期目標期間の各年度の評価結果を踏まえるものとする。	(2) 法人の業務継続の必要性及び組織のあり方等に関する検討、次期中期目標の策定及び次期中期計画の策定に関して、評価委員会が意見を述べる際には、中期目標期間の各年度の評価結果を踏まえるものとする。	(2) 法人の業務継続の必要性及び組織のあり方等に関する検討、次期中期目標の策定及び次期中期計画の作成に関して、評価委員会が意見を述べる際には、中期目標期間の各年度の評価結果を踏まえるものとする。	(2) 法人の業務継続の必要性及び組織のあり方等に関する検討、次期中期目標の策定及び次期中期計画の作成に関して、評価委員会が意見を述べる際には、中期目標期間の各年度の評価結果を踏まえるものとする。	(3) 次期中期目標及び次期中期計画の策定に関して、評価委員会が意見を述べる際には、中期目標期間の各年度の評価結果を踏まえるものとする。		法第31条に規定する法人の業務継続の必要性及び組織のあり方等に関する検討、法第25条及び第26条に規定する次期中期目標の策定及び次期中期計画の認可に関して、評価委員会が意見を述べる際には、中期目標期間の各年度の評価結果を踏まえるものとする。
留意事項					法人において目標・計画を策定する際は、その達成状況を客観的に測定することができるよう、数値目標を設定することを基本とする。この場合において、数値目標の設定が困難なときは、達成状況が明らかになるように目標設定を工夫するものとする。		

先行事例における年度評価実施要領比較

	地方独立行政法人堺市立病院機構 年度評価実施要領	地方独立行政法人神戸市民病院機構 年度評価実施要領	地方独立行政法人福岡市立病院機構 年度業務実績評価実施要領	地方独立行政法人加古川市民病院機構 年度評価実施要領	地方独立行政法人りんくう総合医療センターの年度評価実施要領		地方独立行政法人京都市立病院機構 年度業務実績評価実施要領
前文	地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第28条の規定に基づき、堺市地方独立行政法人堺市立病院機構評価委員会（以下「評価委員会」という。）が地方独立行政法人堺市立病院機構（以下「法人」という。）の各事業年度に係る業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）を実施するにあたっては、「地方独立行政法人堺市立病院機構の業務実績に関する評価の基本方針」（平成24年 月 日）を踏まえながら、以下に示す方法等により実施する。	地方独立行政法人法第28条の規定に基づき、地方独立行政法人神戸市民病院機構評価委員会（以下「評価委員会」という。）が地方独立行政法人神戸市立病院機構（以下「法人」という。）の各事業年度に係る業務の実績に関する報告書の評価（以下「年度評価」という。）を実施するに当たっては、「地方独立行政法人神戸市民病院機構の実績に関する評価の基本方針（平成22年●月●日決定）」を踏まえながら、以下に示した方針及び評価方法等により実施する。	地方独立行政法人法第28条の規定に基づき、地方独立行政法人福岡市立病院機構評価委員会（以下「評価委員会」という。）が地方独立行政法人福岡市立病院機構（以下「法人」という。）の各事業年度に係る業務実績に関する評価（以下「年度評価」という。）を実施するにあたっては、「地方独立行政法人福岡市立病院機構業務実績評価の方針」に基づき、以下の要領により実施する。	地方独立行政法人法第28条の規定に基づき、地方独立行政法人加古川市民病院機構評価委員会（以下「評価委員会」という。）が地方独立行政法人加古川市民病院機構（以下「法人」という。）の各事業年度に係る業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）を実施するにあたっては、「地方独立行政法人加古川市民病院機構の業務実績に関する評価の基本方針」を踏まえながら、以下に示す方法等により実施する。	地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第28条第1項の規定に基づき、地方独立行政法人りんくう総合医療センター評価委員会（以下「評価委員会」という。）が地方独立行政法人りんくう総合医療センター（以下「法人」という。）の各事業年度に係る業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）を実施するに当たっては、「地方独立行政法人りんくう総合医療センターに対する評価の基本方針」（平成23年 月 日決定）を踏まえながら、以下に示した方針及び評価方法等により実施する。	前文	地方独立行政法人法第28条の規定に基づき、地方独立行政法人京都市立病院機構評価委員会（以下「評価委員会」という。）が地方独立行政法人京都市立病院機構（以下「法人」という。）の各事業年度に係る業務実績に関する評価を実施するに当たっては、「地方独立行政法人京都市立病院機構業務実績評価の方針（平成24年7月 日決定）」に基づき、以下の要領により実施する。
評価方法	年度評価は、法人から提出された各事業年度における業務実績を明らかにした報告書（以下「業務実績報告書」という。）等をもとに、「項目別評価」及び「全体評価」により行う。	(1) 年度評価は、「項目別評価」と「全体評価」により行う。			(1) 年度評価は、中期目標及び中期計画の達成に向けた法人の事業の進捗状況を確認する観点から行う。 (2) 年度評価の評価時点における法人を取り巻く環境変化などを踏まえ、組織・業務等に関する改善すべき点等を明らかにすることにより、法人運営の質的向上に資するものとする。		
評価の具体的方法 （概要）	当該年度の年度計画に掲げる「第1から第4」の事項において、当該年度の年度計画に定めた項目（小項目）ごとにその実施状況について、法人が自己評価した上で評価委員会が「小項目評価」と「大項目評価」により評価する。	(2) 「項目別評価」は、当該年度の年度計画に定めた項目（小項目）ごとにその実施状況について法人が自己評価を行い、さらに評価委員会においても評価を行った上で、年度計画に掲げる「第1～第4」の項目（大項目）について評価を行う。	「項目別評価」は、原則として当該年度の年度計画に定めた小項目ごとに、その実施状況について法人が自己評価を行う。さらに評価委員会においても評価を行った上で、年度計画に掲げる「第1～第4」の項目（大項目）について評価を行う。なお、法人においては、年度計画の小項目を必要に応じて細分化することができるものとする。	(1) 年度評価は、法人から提出された各事業年度における業務実績を明らかにした報告書（以下「実績報告書」という。）等をもとに、法人からの意見聴取を踏まえて業務の実施状況を確認及び分析し、「項目別評価」及び「全体評価」により行う。 (2) 「項目別評価」は、当該年度の年度計画に掲げる「第2から第5」の事項の実施状況について、法人が自己評価した上で評価委員会が「小項目評価」と「大項目評価」により評価する。	(1) 年度評価は、「項目別評価」と「全体評価」により行う。 (2) 「項目別評価」は、当該年度の年度計画に定めた事項ごとにその実施状況を確認することにより、各年度における中期計画の各事項の進捗状況を確認する。 (3) 「全体評価」では、項目別評価の結果等を踏まえた上で、中期計画の進捗状況全体について総合的に評価する。	項目別評価	ア 法人が、年度計画に定めた小項目ごとに、実施状況について3段階の自己評価を行うとともに、当該小項目の計画全体における重みを示すウエイトの設定を行う（ウエイトについては、別紙のとおり）。 イ 小項目ごとに、法人の自己評価及びウエイト設定を評価委員会が検証し、必要に応じてこれを修正したうえで、評価委員会としての評価結果及びウエイト（以下「小項目評価結果等」という。）を確定する。 ウ 小項目評価結果等を基に、年度計画に掲げる大項目について5段階評価を行い、大項目ごとに年度計画の進捗状況を分かりやすく示す。
（項目別評価・自己評価）					項目別評価は、(1) 法人による自己評価、(2) 評価委員会による小項目評価、(3) 評価委員会による大項目評価、の順序で行う。		
	(1) 法人による小項目の自己評価 法人は、年度計画の小項目ごとの進捗について、自己点検に基づき、法人として次の5段階で自己	①項目別評価…法人による小項目自己評価 法人において、年度計画の小項目ごとの進捗について実施状況（判断理由）を記載するとともに次の	(1) 項目別評価【法人による小項目自己評価】 法人において、小項目ごとの進捗について、実施状況をできる限り定量的に記載するとともに、次の	① 法人による自己評価 法人は、評価委員会が業務の実施状況を客観的に判断できるよう、別に定める小項目評価の評価項目ごとの進捗について、年度計画	(1) 法人による自己評価 ① 法人は、年度計画の小項目（内容によっては複数の小項目）ごとの進捗状況について、次の5段階で自己評価を行い、業務実績報告	評価方法（項目別評価・自己評価）	(2) 法人による小項目の自己評価及びウエイトの設定 法人は、小項目ごとの自己評価及びウエイトの設定をするに当たっては、業務実績報告書を作

先行事例における年度評価実施要領比較

	地方独立行政法人堺市立病院機構 年度評価実施要領	地方独立行政法人神戸市民病院機構 年度評価実施要領	地方独立行政法人福岡市立病院機構 年度業務実績評価実施要領	地方独立行政法人加古川市民病院機構 年度評価実施要領	地方独立行政法人りんくう総合医療センターの年度評価実施要領		地方独立行政法人京都市立病院機構 年度業務実績評価実施要領
	評価を行うものとする。 ５：年度計画を大幅に上回って実施している。 ４：年度計画を上回って実施している。 ３：年度計画を順調に実施している。 ２：年度計画を十分に実施できていない。 １：年度計画を大幅に下回っている。 法人は、評価委員会が業務の実施状況を客観的に適正に判断し評価できるよう、小項目ごとの実施状況をできる限り定量的かつ正確な記述により業務実績がわかるよう工夫するとともに、自己評価の結果とその判断理由を記載した業務実績報告書を作成する。なお、業務実績報告書には、特色ある取り組み、法人運営を円滑に進めるための工夫、今後の課題などを特記事項として自由に記載するものとする。	５段階で自己評価を行ったうえで、事業報告書を作成する。法人は、各項目に市民病院としての役割や年度計画の重点項目を考慮してウエイトを設定するとともにその理由を付記することとする。 なお、事業報告書には、特記事項として、特色ある取組、法人運営を円滑にするための工夫、今後の課題などを自由に記載することとし、自己評価は病院ごとの実績がわかるよう工夫し、病院の自己点検に基づき、法人としての自己評価を行うものとする。 ５・・・年度計画を大幅に上回って実施。 ４・・・年度計画を上回って実施。 ３・・・年度計画を順調に実施。 ２・・・年度計画を十分に実施できていない。 １・・・年度計画を大幅に下回っている。	５段階で自己評価を行い、判断理由を記載した業務実績報告書(別紙のとおり)を作成する。法人は、各項目に市立病院としての役割や年度計画の重点項目を考慮して、ウエイトを設定するとともにその理由を付記するものとする。 なお、業務実績報告書には、特記事項として、特色ある取組、法人運営を円滑に進めるための工夫、今後の課題などを自由に記載するものとし、自己評価は、病院ごとの実績がわかるよう工夫し、病院の自己点検に基づき、法人として行うものとする。 ５・・・年度計画を大幅に上回って実施している。 ４・・・年度計画を上回って実施している。 ３・・・年度計画を順調に実施している。 ２・・・年度計画を十分に実施できていない。 １・・・年度計画を大幅に下回っている。	の実施状況を正確に記載するとともに、次の５段階による自己評価及び自己評価の判断理由を明確にした実績報告書を作成する。また、年度計画の実施状況等については、各病院の自己点検に基づき、法人として、年度計画に目標値がある場合はその達成状況を、定性的な目標の場合は具体的な業務実績を把握した上で記載し、業務運営の改善及び効率化等の取組や様々な工夫、地域医療への寄与など特色ある取組については特記事項として記載するとともに、年度計画を達成できなかった場合における理由その他今後の課題についても明らかにする。なお、法人は市民病院としての役割や中期計画、年度計画の達成のため、重要と考える項目とその理由を記載したウエイト付け一覧表を作成し、各事業年度開始前までに評価委員会に提出する。 ５：年度計画を大幅に上回って実施している。 ４：年度計画を上回って実施している。 ３：年度計画を順調に実施している。 ２：年度計画を十分に実施できていない。 １：年度計画を大幅に下回っている。	書を作成する。 Ⅴ……年度計画を大幅に上回って実施している。 Ⅳ……年度計画を上回って実施している。 Ⅲ……年度計画を順調に実施している。 Ⅱ……年度計画を十分に実施できていない。 Ⅰ……年度計画を大幅に下回っている。 ② 業務実績報告書には、自己評価のほか、自己評価の判断理由（実施状況等）を記載する。 ③ 業務実績報告書には、特記事項として、特色ある取り組み、法人運営を円滑に進めるための工夫、今後の課題などを自由に記載する。		成して行う。 業務実績報告書には、小項目ごとに実施状況をできる限り定量的に記載するとともに、自己評価の判断理由及び必要に応じて当該ウエイトとした理由を記載する。 また、特色ある取組、法人運営を円滑に進めるための工夫、今後の課題など、評価において考慮事項となると考えられる事項を必要に応じて記載する。 小項目の３段階の評価及びその基準は、次のとおりとする。 評価Ａ：年度計画を十分に達成している。 評価Ｂ：年度計画をおおむね達成している。 評価Ｃ：年度計画の達成に至っていない。 ※ 自己評価は、計画において目標とする取組の性質や、目標達成に向けた取組を取り巻く医療制度をはじめとする社会情勢、法人の取組のプロセス、その他突発的な事象への対応等、法人が当該実績を残すに至った背景事情をも総合的に考慮して行うこととする。また、必要に応じて当該評価に至った理由（総合的に考慮した内容）を明記することとする。
(項目別評価・評価委員会(小項目))	(2) 評価委員会による小項目評価 評価委員会は、業務実績報告書及び法人への意見聴取に基づき、法人の業務実績や法人による自己評価などを総合的に検証し、小項目ごとの進捗状況について、法人の自己評価と同様に５～１の５段階による評価を行う。 その際、単に目標値及び前年度数値と当該実績値の比較だけでなく、計画を達成するために効果的な取組が行われているかどうかも含め、総合的に判断する。 また、評価委員会による評価と法人の自己評価が異なる場合は、その判断理由等を記載する。その	②項目別評価…評価委員会による小項目評価 評価委員会において、法人の自己評価及び目標の達成状況、前年度実績との比較なども検証し、年度計画の小項目ごとの進捗状況について、法人の自己評価と同様に５～１の５段階による評価を行う。その際、単に目標値及び前年度数値と当該実績値の比較だけでなく、計画を達成するために効果的な取組が行われているかどうかも含め、総合的に判断することとする。 法人による自己評価と評価委員会の判断が異なる場合は、その判断理由等を示す。	(2) 項目別評価【評価委員会による小項目評価】 評価委員会において、法人の自己評価及び法人が設定する小項目、ウエイトなどを総合的に検証し、小項目ごとの進捗状況について、法人の自己評価と同様に「１～５」の５段階による評価を行う。その際、単に目標値及び前年度数値と当該実績値の比較だけでなく、計画を達成するために効果的な取組が行われているかどうかも含め、総合的に判断するものとする。 評価委員会による評価と法人の自己評価が異なる場合は、評価委員会が評価の判断理由等を示す。	② 評価委員会による小項目評価 評価委員会は、実績報告書及び法人への意見聴取に基づき、法人の業務実績、自己評価、目標の達成状況、前年度実績との比較などを検証し、小項目ごとの進捗状況について確認及び分析し、法人の自己評価と同様に５～１の５段階による評価を行う。 その際、業務実績に目標値がある場合はその達成状況を、定性的な目標の場合は具体的な業務実績を把握した上で、計画を達成するために効果的な取組が行われているかどうか、単に数値だけで判断するのではなくその質についても考慮し、適正に評価を行う。	(2) 評価委員会による小項目評価 ① 評価委員会において、法人の自己評価及び目標設定の妥当性などを総合的に検証し、年度計画の小項目ごとの進捗状況について、法人の自己評価と同様にⅠ～Ⅴの５段階による評価を行う。 ② 評価委員会による評価と法人の自己評価が異なる場合は、評価委員会が評価の判断理由等を示す。 ③ その他必要に応じて、特筆すべき点や遅れている点についてコメントを付す。	評価方法（項目別評価・評価委員会）	(3) 評価委員会による小項目評価結果等の確定 評価委員会は、法人が作成した業務実績報告書について、目標値あるいは前年度数値と当該年度の実績値を単に比較するだけでなく、当該小項目に関し業務実績報告書に記載されている事項の全般について、総合的な観点から考慮することによりこれを検証し、小項目評価結果等を確定する。 評価委員会による評価と、法人の自己評価とが異なる場合は、評価委員会が評価の判断理由等を示す。その他、必要に応じてコメントを付す。

先行事例における年度評価実施要領比較

	地方独立行政法人堺市立病院機構 年度評価実施要領	地方独立行政法人神戸市民病院機構 年度評価実施要領	地方独立行政法人福岡市立病院機構 年度業務実績評価実施要領	地方独立行政法人加古川市民病院機構 年度評価実施要領	地方独立行政法人りんくう総合医療センターの年度評価実施要領		地方独立行政法人京都市立病院機構 年度業務実績評価実施要領
（項目別評価・評価委員会（大項目））	他、特筆すべき点など必要に応じて、コメントを付す。 （3）評価委員会による大項目評価 評価委員会において、小項目評価の結果割合や当該中期目標期間中において特に重要な中期目標の達成のための小項目（以下、「重点ウエイト小項目」という。）の評価結果、特記事項の記載内容などを考慮し、大項目ごとに中期目標・中期計画の達成に向けた業務の進捗状況について、次の５段階による評価を行う。評価結果とその判断理由及び評価に当たって考慮した事項や意見、指摘事項を評価結果報告書に記載する。 なお、評価に当たっては、小項目評価の結果割合は目安であり、評価委員会は、重点ウエイト小項目の評価結果や小項目における評価の構成割合などを総合的に判断して評価を定めるものとする。 S：年度計画を達成し、中期計画の実現に向けて特筆すべき進捗状況にある。 （すべての小項目が３～５かつ評価委員会が特に認める場合） A：年度計画を達成し、中期計画の実現に向けて計画どおり進んでいる （すべての小項目が３～５） B：年度計画を達成し、中期計画の実現に向けておおむね計画どおり進んでいる （３～５の小項目の割合がおおむね９割以上） C：年度計画を実施したが、中期計画の実現のためにはやや遅れている （３～５の小項目の割合がおおむね９割未満） D：年度計画を実施しているが、中期計画の実現のためには重大な改善すべき事項がある	その他、委員会の意見を踏まえ、必要に応じて、コメントを付す。 ③項目別評価…評価委員会による大項目評価 小項目評価の結果を踏まえて、年度計画に掲げる「第１～第４」の項目（大項目）ごとに中期目標・中期計画の達成に向けた業務の進捗状況について、次の５段階による評価を行い、考慮した事項及びそのように判断した理由も記載する。 S：中期目標・中期計画の達成に向けて、計画を大幅に上回り、特に評価すべき進捗状況にある（評価委員会が特に認める場合） A：中期目標・中期計画の達成に向けて順調に進んでいる（すべての項目が３～５） B：中期目標・中期計画の達成に向けておおむね順調に進んでいる（３～５の割合が９割以上） C：中期目標・中期計画の達成のためにはやや遅れている（３～５の割合が９割未満） D：中期目標・中期計画の達成のためには大幅に遅れている又は重大な改善すべき事項がある（評価委員会が特に認める場合）	その他、必要に応じて、特筆すべき点や遅れている点についてコメントを付す。 （3）項目別評価【評価委員会による大項目評価】 評価委員会において、小項目評価の結果、特記事項の記載内容などを考慮し、大項目ごとに中期計画の実現に向けた業務の進捗状況について、次の５段階による評価を行い、考慮した事項及びそのように判断した理由も記載する。 S：中期計画の実現に向けて、特筆すべき進捗状況にある（評価委員会が特に認める場合） A：中期計画の実現に向けて計画どおり進んでいる（すべての小項目が３～５） B：中期計画の実現に向けておおむね計画どおり進んでいる（３～５の小項目の割合がおおむね９割以上） C：中期計画の実現のためにはやや遅れている（３～５の小項目の割合がおおむね９割未満） D：中期計画の実現のためには重大な改善すべき事項がある（評価委員会が特に認める場合） なお、小項目評価結果の割合を算定するにあたっては、ウエイトを考慮した小項目数によるものとする。	ウエイトを考慮する小項目は、あらかじめ法人が設定した小項目を検証し、評価委員会が決定する。 また、業務実績に影響を及ぼした要因についても考慮し、計画と実績の乖離について、その妥当性などを検証した上で、評価を行う。 なお、法人の自己評価と評価委員会の判断が異なる場合は、その判断理由等を示すほか、必要に応じ特筆すべき事項を記載する。 ③ 評価委員会による大項目評価 評価委員会は、小項目評価の結果、特記事項の記載内容を考慮し、年度計画に掲げる「第２から第５」の項目ごとに中期目標・中期計画の達成に向けた業務の進捗状況について、次の５段階による評価を行い、考慮した事項及び判断理由を記載する。 なお、小項目評価結果の割合（３～５の割合）は、ウエイトを考慮した小項目数（項目にウエイトを乗じて得た数）による項目数により算定する。 S：中期目標・中期計画の達成に向けて、計画を大幅に上回り、特に評価すべき進捗状況にある。（評価委員会が特に認める場合） A：中期目標・中期計画の達成に向けて順調に進んでいる。（すべての項目が３～５） B：中期目標・中期計画の達成に向けておおむね順調に進んでいる。（３～５の割合が９割以上） C：中期目標・中期計画の達成のためにはやや遅れている。（３～５の割合が９割未満） D：中期目標・中期計画の達成のためには大幅に遅れている又は重大な改善すべき事項がある。（評価委員会が特に認める場合）	（3）評価委員会による大項目評価 ○評価委員会において、小項目の評価の結果、特記事項の記載内容などを考慮し、大項目ごとに中期目標・中期計画の達成に向けた業務の進捗状況について、次の５段階による評価を行う。 S……中期目標・年度計画の達成に向けて特筆すべき進捗状況にある。（評価委員会が特に認める場合） A……中期目標・年度計画の達成に向けて計画どおり進んでいる。（すべての項目がⅢ～Ⅴ） B……中期目標・年度計画の達成に向けて概ね計画どおり進んでいる。（Ⅲ～Ⅴの割合が９割以上） C……中期目標・年度計画の達成のためにはやや遅れている。（Ⅲ～Ⅴの割合が９割未満） D……中期目標・年度計画の達成のためには重大な改善事項がある。（評価委員会が特に認める場合）	評価方法（項目別評価・評価委員会（大項目））	（4）評価委員会による大項目評価の確定 ア 大項目の５段階評価 評価委員会において、小項目評価の結果を総合的に考慮し、大項目ごとに中期計画の実現に向けた業務の進捗状況について、次の５段階による評価を行い、考慮した事項及びそのように判断した理由も記載する。 評価５：中期計画の実現に向けて、特筆すべき進捗状況にある。（評価委員会が特に認める場合） 評価４：中期計画の実現に向けて計画どおり進んでいる。（すべての小項目がA又はB） 評価３：中期計画の実現に向けておおむね計画どおり進んでいる。（A又はBの小項目の割合がおおむね９割以上） 評価２：中期計画の実現のためにはやや遅れている。（A又はBの小項目の割合がおおむね９割未満） 評価１：中期計画の実現のためには重大な改善すべき事項がある。（評価委員会が特に認める場合） ※ 割合の算定は、ウエイトを考慮した小項目数によるものとする。 ※ 上記評価に記載の小項目の割合は、評価の際の目安であり、評価委員会は、A、B、Cの評価の構成割合やその内容を総合的に判断して評価を定めるものとする。

先行事例における年度評価実施要領比較

	地方独立行政法人堺市立病院機構 年度評価実施要領	地方独立行政法人神戸市民病院機構 年度評価実施要領	地方独立行政法人福岡市立病院機構 年度業務実績評価実施要領	地方独立行政法人加古川市民病院機構 年度評価実施要領	地方独立行政法人りんくう総合医療センターの年度評価実施要領		地方独立行政法人京都市立病院機構 年度業務実績評価実施要領
（全体評価・評価委員会）	（評価委員会が特に認める場合） (1) 評価委員会は、項目別評価の結果や重点ウエイト小項目の評価結果を踏まえ、年度計画及び中期計画の全体的な進捗状況について、記述式による評価を行う。 (2) 全体評価においては、項目別評価の結果とともに、法人化を契機とした病院改革の取り組み(法人運営における業務運営の改善・効率化、財務内容の改善など)を積極的に評価するものとする。また、特色ある取り組みや工夫、中期計画及び年度計画に記載していない事項であっても地域医療の充実などに寄与する取り組み(堺市医療圏が抱える課題に対する取り組みなど)についても評価することとする。 (3) 評価委員会が行う評価に当たっては、業務実施状況への意見や改善すべき事項への指摘を評価結果報告書に記載するとともに、特に重大な改善事項については勧告を行うこととする。	評価委員会において、項目別評価の結果を踏まえ、年度計画及び中期計画の全体的な進捗状況について、記述式による評価を行う。全体評価においては、法人化を契機とした病院改革の取組(法人運営における自律性・機動性の発揮、財務内容の改善など)を積極的に評価することとする。 その際全体評価にあたり、項目別の結果とともに、主な取組や特色ある取組及び特に優れている点など特筆すべき取組について記載することとする。 また、評価の中で改善すべき事項については委員会の意見として報告書に記載するとともに、特に重大な改善事項については勧告を行うこととする。	評価委員会において、項目別評価の結果を踏まえ、年度計画及び中期計画の全体的な進捗状況について、記述式による評価を行う。全体評価においては、法人化を契機とした病院改革の取り組み(法人運営における業務運営の改善・効率化、財務内容の改善など)を積極的に評価するものとする。 その評価にあたり、項目別の結果とともに、主な取組や特色ある取組及び特に優れている点など特筆すべき取組について評価結果報告書(別紙のとおり)に記載するものとする。 また、評価の中で改善すべき事項については評価委員会の意見として評価結果報告書に記載するとともに、特に重大な改善事項については勧告を行うものとする。	評価委員会は、項目別評価の結果を踏まえ、年度計画及び中期計画の全体的な進捗状況について、記述式による評価を行う。全体評価においては、中期目標の達成状況について総合的な視点から評価するとともに、業務運営の改善や効率化等の特色ある取組や工夫、財務内容の改善その他の中期計画及び年度計画に記載していない事項であっても地域医療の充実などに寄与する取組について積極的に評価することとする。 また、評価委員会の評価には法人への提言、業務改善等の指摘など評価委員会の意見を付す。	(1) 評価委員会において、項目別評価の結果を踏まえ、年度計画及び中期計画の全体的な進捗状況について、記述式による評価を行う。 (2) 全体評価においては、法人化を契機とした病院改革の取り組み(法人運営における自律性・機動性の発揮、財務内容の改善など)を積極的に評価することとする。	評価方法（全体評価・評価委員会）	評価委員会において、項目別評価の結果を踏まえ、記述式により、年度計画に基づく業務の実績の全体について総合的な評価を行うこととする。 総合的な評価は、各大項目別の5段階評価結果、優れていると積極的に評価する取組、改善すべき取組、評価の際の主な意見や指摘、その他必要な事項を記載して行うこととする。
年度評価のスケジュール					(1) 法人において、業務実績報告書を作成し、評価委員会に提出する。【6月末まで】 (2) 評価委員会において、法人からのヒアリング等により業務実績報告書の調査・分析を行い、年度評価の作業を行う。【7～8月】 (3) 評価委員会における審議を通じて評価(案)をとりまとめる。【7～8月】 (4) 評価(案)について、法人に意見申立て機会を付与する。【8月下旬】 (5) 評価委員会において評価を決定して、法人に通知した後、市長に報告するとともに公表する。【9月】		
その他		(1) 法人において作成する事業報告書の様式は、別紙のとおりとする。 (2) 本実施要領については、法人を取り巻く環境変化などを踏まえ、必要に応じて見直し、改善を図るものとする。		(1) 実績報告書の様式は、別に定める。 (2) 本実施要領については、法人を取り巻く環境の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行う。	(1) 法人において作成する業務実績報告書の様式は、別紙のとおりとする。 (2) 本実施要領については、年度評価の実施結果等を踏まえ、不断に見直し・改善を図るものとする。		